

(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した
産業団地整備事業に係る
環境影響評価審査会 答申書
(案)

令和5年7月

神戸市環境影響評価審査会

第 号
令和 年 月 日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会

会長 山下 淳

答 申

令和5年3月27日、神戸市環境影響評価等に関する条例第21条第2項の規定に基づき、市長から諮問のありました（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価に関し、慎重に調査審議を重ね、次のとおり結論を得たのでここに答申いたします。

参考

神環環保第 2598 号

諮 問

(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価書案についての市長意見書の作成にあたり、環境の保全の見地からの意見を賜りたく、神戸市環境影響評価等に関する条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、諮問いたします。

令和 5 年 3 月 27 日

神戸市環境影響評価審査会
会 長 山下 淳 様

神戸市長 久元 喜造

目 次

I	はじめに	1
II	意見	2
1	全般的事項	3
(1)	本事業の特性への留意	3
(2)	事後調査の実施及び予測し得ない環境影響への対応	3
(3)	自然環境及び生活環境への最大限の配慮	3
(4)	進出事業者に対する的確な審査及び環境保全措置の要請	3
(5)	地域住民への十分な説明	4
(6)	環境影響評価書への適切な記載	4
2	個別的事項	4
(1)	大気質	4
(2)	騒音, 振動	5
(3)	水質	6
(4)	地形, 地質	6
(5)	植物, 動物, 生態系	6
(6)	人と自然と触れ合い活動の場	7
(7)	景観	7
(8)	文化環境	8
(9)	廃棄物等	8
(10)	地球温暖化	8
(11)	その他(地域交通)	9
○	神戸市環境影響評価審査会 提出資料一覧	10

○神戸市環境影響評価審査会 審議経過	11
○神戸市環境影響評価審査会 委員名簿	12

I はじめに

今回の諮問は、「(仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業 環境影響評価書案」(以下「評価書案」という。)についての市長意見書の作成にあたり、環境の保全の見地からの意見を求められたものである。

西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業(以下「本事業」という。)は、神戸市西区押部谷町木見において、西神戸ゴルフ場を廃止して、全体面積約100haの工業団地及び流通業務団地(以下「産業団地」という。)の建設を行うとするものである。

事業者は、神戸市環境影響評価等に関する条例(平成9年10月条例第29号。以下「条例」という。)に基づき、本事業の環境影響評価に必要な調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果をとりまとめた評価書案を作成している。評価書案は令和5年3月10日から令和5年4月24日まで公衆の縦覧に供された。

本審査会は、令和5年3月27日、市長より諮問を受け、評価書案のほか補足資料の提出を求め、専門的見地から慎重に審議を行った。

II 意見

本事業に係る環境影響評価は、各環境要素についての調査及び予測は概ね適切な手法により実施されていると考えられる。

審議結果は以下のとおりであるが、事業の実施にあたっては、本意見に十分留意し、今後、実行可能な最善の環境保全措置についてさらなる検討を行う必要がある。

1 全般的事項

(1) 本事業の特性への留意

本事業は産業団地の造成事業であり、現時点では進出事業者の業種、建物の配置や形状、設備機器の種類、台数等の情報が不明という特性があることから、予測条件に不確実性があることに留意する必要がある。

(2) 事後調査の実施及び予測し得ない環境影響への対応

本事業の特性を踏まえ、今後の事後調査において、事業者の進出状況に応じて、環境影響の予測評価の結果や、環境保全措置の実施状況について検証し、その結果に応じて追加の環境保全措置を検討、実施するなど、環境影響の確実な回避・低減に努める必要がある。

また、現段階で予測し得ない環境影響が生じた場合は、原因の特定に努めるとともに、適切な環境保全措置を実施する必要がある。

(3) 自然環境及び生活環境への最大限の配慮

本事業は、ゴルフ場を転活用して事業を実施するものであり、すでに一定の開発が行われているものの、事業実施区域とその周辺には、豊かな自然が存在し、事業実施区域北側の木見川沿いには民家も存在している。

このような地域で大規模な土地造成を行おうとするものであることから、事業実施区域及び周辺地域の自然環境、生活環境への影響を最大限回避又は低減する措置を講ずる必要がある。

(4) 進出事業者に対する的確な審査及び環境保全措置の要請

産業団地への進出事業者の誘致・選定にあたっては、公害の防止及び環境保全の観点から、事前に的確な審査を行うとともに、良好な環境形成のための協定（以下「環境形成協定」という。）の締結等により、進出事業者に対し評価書案に記載されている環境保全措置を要請することで、可能な限り環境への

負荷を低減した産業団地事業とすることが必要である。

(5) 地域住民への十分な説明

地域住民から、本事業の実施に伴う更なる周辺道路の渋滞を懸念する声があることに留意し、工事期間中だけでなく施設の供用後においても地域住民と十分なコミュニケーションを図り、地域住民の不安解消に努める必要がある。

(6) 環境影響評価書への適切な記載

評価書案に記載されている予測及び評価の際に用いた各種図表において、記載内容に誤りがある箇所が散見された。今後作成する環境影響評価書（以下「評価書」という。）においては、その点に十分に留意し、適切な記載に改める必要がある。

また、評価書案には十分に記載されなかった項目や説明が不十分な項目について、評価書ではより分かりやすく丁寧に記載する必要がある。

2 個別的事項

(1) 大気質

ア 本来、現地調査地点と予測地点は、現地調査結果をバックグラウンドとして使用することから一致していることが望ましいが、予測地点とは異なる近傍の地点で現地調査を行っている。評価書の作成においては、現地調査地点と予測地点が異なっている理由を記載する必要がある。

イ 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素や浮遊粒子状物質への影響を低減するため、評価書案に記載された排出ガス対策型建設機械を使用するなど、環境保全措置を確実に実施する必要がある。

ウ 建設機械の稼働に伴う粉じんによる影響については、スパイクタイヤ粉じ

んを基にした「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示されている降下ばいじんに係る参考値との比較対照により評価しているが、当該参考値を下回ることをもって、環境影響が小さいとは言えないことに十分留意し、最大限低減するための措置を適切に講じる必要がある。

エ 建設機械の稼働及び工事関係車両の走行に伴う二酸化窒素や浮遊粒子状物質については、1 年間の平均濃度（長期平均濃度）のみを予測し、評価を行っているが、評価書においては、環境影響が最大となる時期における 1 日の平均濃度（短期平均濃度）の予測及び評価結果を併せて記載する必要がある。

オ 供用後の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、進出事業者が使用する設備、車両等による影響が大きいと考えられる。

このため、進出事業者に対して、評価書案に記載された大気汚染防止法をはじめとする関係法令の遵守と併せて、低公害施設及び高効率施設の設置、通勤車両低減、アイドリングストップの徹底や空ぶかしの禁止等についても、積極的に行うよう要請する必要がある。

(2) 騒音，振動

ア 工事に使用する建設機械の配置は絶えず変動することから、適宜、建設機械による騒音，振動の状況を確認し、適切な措置を行う必要がある。

併せて、評価書案に記載された低騒音・低振動型建設機械を使用するなどの環境保全措置を確実に実施する必要がある。

イ 供用後の騒音，振動については、進出事業者の使用する設備や施設関係車両等による影響が大きいと考えられる。

そのため、進出事業者に対し、評価書案に記載された騒音規制法，振動規制法等関係法令の遵守と併せて、低騒音・低振動型設備機器や防音・防振施設の設置についても、積極的に行うよう要請する必要がある。

特に施設関係車両に関しては、既に周辺道路において騒音の環境基準を上回っている現状を踏まえて、進出事業者に対して、評価書案に記載の運行管理、通勤車両低減、車両の整備・点検、アイドリングストップの徹底についても、積極的に行うよう要請する必要がある。

(3) 水質

事業実施区域を流域に含む木見川は、農業用水として利用されており、また、下流の明石川では明石市の上水源として取水されていることから、下流域の公共用水域の水質保全に対して、特段の配慮が必要である。

特に、工事期間中においては、濁水の発生状況を十分確認し、周辺環境への影響が大きいと認められる場合には、新たな沈砂池の設置等、追加の環境保全措置を実施する必要がある。

(4) 地形，地質

造成工事において盛土を行う場合は、盛土箇所の植生を十分に除去した後に行うとともに、盛土の位置、深さ等の情報を整理し、データベース等を用いて記録しておく必要がある。

(5) 植物，動物，生態系

ア 評価書案において、工事及び存在・供用等に伴う影響を回避するために行うとしている環境保全措置を確実に実施すること。特に移植・移設やビオトープの整備等の代償措置を行う際は、現在の生育・生息地との環境条件の違いや難易度などを踏まえて、慎重に検討する必要がある。

併せて、代償措置を講じた後の管理体制をあらかじめ整備した上で、モニタリングを適切に行い、予測結果との違いを事後調査において評価し、その結果を記録しておく必要がある。

イ 土地利用計画や工事实施計画等の細部を決定していく段階において、植物

及び動物の生育及び生息環境にも配慮した緑地等の整備に努めることが必要である。

ウ 貴重な種の生育・生息に関する新たな事実が判明した場合には、生息状況等の調査を行い、保全のための適切な措置を講じる必要がある。

エ 法面緑化に使用する植物については、生物多様性保全の観点から神戸版ブラックリスト選定種を避け、可能な限り近隣地域に生育する在来種を使用する必要がある。

オ 照明によるホタル類等への影響を低減するため、供用後の施設の照明の色、指向性、強さ等に配慮するよう進出事業者に指導する必要がある。

カ 事業実施区域内に貴重な動植物が残っている理由として、シカの影響が少ないことが考えられるため、今後、事業実施区域へのシカの侵入が確認された場合は、侵入防止柵の設置など、適切な対策を実施する必要がある。

(6) 人と自然と触れ合い活動の場

『太陽と緑の道』コース 27 太山寺～木津」は一時休止となっていることから現地調査を行わないとしているが、評価書案にはその理由が記載されていない。

事業実施区域内に位置することから、調査対象としない場合は、その理由を評価書に記載する必要がある。

(7) 景観

産業団地が周辺環境との調和が図られたものとするため、進出事業者と締結する環境形成協定に周辺環境との調和に配慮した建物の形状・高さ・色彩の要件を盛り込むよう努める必要がある。

また、緑地はもとより、これらを結ぶ道路においても可能な限り緑化に努めるとともに、進出事業者にも緑化を求める必要がある。

(8) 文化環境

評価書案において、仏谷洞窟は直接改変されず、周辺の樹林地も大部分が残されることから、本事業による仏谷洞窟への影響は生じないとしている。

加えて、仏谷洞窟の奥にある滝の水源に対しても、本事業による影響が生じないよう配慮する必要がある。

(9) 廃棄物等

ア 工事に伴って発生する廃棄物の処理に際しては、工事施工業者（元請業者）の果たす役割が大きいことから、工事の発注や実施段階において、工事施工業者と十分な連携を図り、廃棄物の発生量の抑制、再資源化及び再生資源の利用に関して目標を設定するなど、積極的に取り組む必要がある。

イ 造成工事に伴い発生する土砂については、今後、工事実施計画の細部を決定していく段階においてさらに検討を加え、可能な限り減量・再利用に努める必要がある。

(10) 地球温暖化

ア 世界的な脱炭素社会の構築の流れ、それを受けた国、県及び市の動向を注視し、進出事業者の募集の際にはネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の導入を求めるなど、より地球温暖化に配慮した事業計画とする必要がある。

イ 土地の造成において可能な限り現状の緑地を残すとともに、造成法面等についても、二酸化炭素を吸収しやすい樹種や、事業実施区域に存在していた樹種のうち高さのあるものを選定し、積極的に緑化する必要がある。

ウ 供用後の温室効果ガスの排出については、進出事業者が使用する燃料、設備、車両等の影響が大きいと考えられる。

そのため、進出事業者に対し、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー型の設備、電気自動車等の次世代自動車の導入を積極的に進めるよう求めるとと

もに、評価書案に記載されている関係車両の出入りの低減、アイドリングストップの徹底、取引先への次世代自動車の利用の要請など、産業団地全体の環境負荷低減への協力を求める必要がある。

(11) その他（地域交通）

ア 評価書案において、旧道取付道路の整備に合わせて神戸三木線バイパスと旧道の交差点部を閉鎖する計画であることから、予測対象としない、としている。

この点について、評価書において、旧道取付道路の整備及び神戸三木線バイパス交差点部の閉鎖の詳細を、図を用いるなど、分かりやすく説明する必要がある。

イ 事業実施区域周辺の現状の交通量の予測結果において、交通容量比が1.0を下回っているものの、そのことをもって地域交通への影響がないとは言えないことに留意し、進出事業者に対して、評価書案に記載の運行管理、通勤車両低減を要請する必要がある。

神戸市環境影響評価審査会 提出資料一覧

- 資料 1 (仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価手続について 【令和5年3月 神戸市環境局】
- 資料 2 (仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業 環境影響評価書案 【令和5年3月 神戸市】
- 資料 3 (仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業 環境影響評価書案 要約書 【令和5年3月 神戸市】
- 資料 4 (仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業 環境影響評価評価書案のあらまし 【令和5年3月 神戸市】
- 資料 5 需要調査結果に基づく予測条件の設定について 【令和5年3月 神戸市】
- 資料 6 (仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価書案の審査スケジュールについて 【令和5年4月 神戸市環境局】
- 資料 7 (仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業 環境影響評価書案 (植物, 動物, 生態系) 【令和5年4月 神戸市】
- 資料 8 第199回審査会における委員意見に対する事業者回答 【令和5年5月 神戸市】
- 資料 9 第201回審査会における委員意見に対する事業者回答 【令和5年6月 神戸市】
- 資料 10 (仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業環境影響評価書案説明会報告書 【令和5年6月 神戸市】
- 資料 11 (仮称)西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価書案についての意見募集の結果 【令和5年7月 神戸市環境局】
- 参考資料 1 神戸市環境影響評価審査会専門部会 委員名簿
- 参考資料 2 神戸市環境影響評価審査会規則及び運営規程

神戸市環境影響評価審査会 審議経過

回	開催日	開催場所	審議内容
第1回	令和5年3月27日(月) 10:00~11:50	神戸市環境局 研修会館	○諮問 ○個別事項の審議
第2回	令和5年4月18日(火) 10:00~11:45	神戸市環境局 研修会館	○個別事項の審議
第3回	令和5年5月15日(月) 10:00~11:20	神戸市環境局	○個別事項の審議
第4回	令和5年6月22日(木) 10:00~11:55	神戸市環境局	○個別事項の審議 ○住民意見についての事業者見解 ○骨子案の審議
第5回	令和5年7月13日(木) 15:00~	神戸市環境局	○答申案の審議

神戸市環境影響評価審査会 委員名簿

氏 名	役 職 名
芥 川 真 一	神戸大学大学院工学研究科教授
市 川 陽 一	龍谷大学名誉教授
丑 丸 敦 史	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
岡 村 秀 雄	神戸大学内海域環境教育研究センター教授
○ 川 井 浩 史	神戸大学内海域環境教育研究センター特命教授
島 正 之	兵庫医科大学教授
島 田 洋 子	京都大学大学院工学研究科准教授
花 嶋 温 子	大阪産業大学デザイン工学部准教授
花 田 眞 理 子	大阪産業大学大学院人間環境学研究科元教授
林 ま ゆ み	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科客員教授
平 井 規 央	大阪公立大学大学院農学研究科教授
藤 川 陽 子	京都大学複合原子力科学研究所准教授
藤 原 建 紀	京都大学名誉教授
宮 川 雅 充	関西学院大学総合政策学部教授
◎ 山 下 淳	関西学院大学法学部元教授
吉 田 長 裕	大阪公立大学大学院工学研究科准教授

(敬称略・五十音順) ◎会長 ○副会長